

○よしとみ「エコまち」プロジェクト奨励金交付要綱

令和４年１月１７日告示第２号

改正

令和４年４月１３日告示第３４号

令和４年１１月８日告示第９２号

令和５年５月３０日告示第５４号

よしとみ「エコまち」プロジェクト奨励金交付要綱

(目的)

第１条 この告示は、地球温暖化の防止を目的に、「エコまち」活動を行う者に対し、予算の範囲内において奨励金を交付するにあたり、吉富町補助金等交付規則（平成９年規則第１号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第２条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (１) 「エコまち」活動 住宅用太陽光発電システム、定置用蓄電池、高効率給湯器、ＥＶバイク、クリーンエネルギー自動車及び省エネ家電（エアコン、ＬＥＤ照明、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ）（以下「機器等」という。）の設置又は購入をし、機器等を継続して使用することにより行う脱炭素化に資する活動をいう。
- (２) 住宅用太陽光発電システム 住宅の屋根等に設置した機器により太陽光を利用し発電するシステムをいう。
- (３) 定置用蓄電池 蓄電池部及びインバーター等の電力変換装置を備え、太陽電池を利用して発電した電力を繰り返し蓄えることにより、必要に応じて電気を活用できる定置型のシステムをいう。
- (４) 高効率給湯器 家庭用の自然冷媒ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型給湯器、ハイブリッド給湯器又は家庭用コージェネレーションシステムの附属する貯湯ユニットが組み込まれた給湯器をいう。
- (５) ハイブリッド給湯器 空気熱を活用した電気のヒートポンプとガスの高効率給湯器を組み合わせた家庭用のハイブリッド給湯・暖房システムをいう。
- (６) ＥＶバイク 搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機のみを原動力とし内燃機関を併用しない型式

認定を取得している車両であって、次に掲げるものをいう。

ア 側車付二輪自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車であって、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条第4項に規定する側車付二輪自動車をいう。）

イ 第一種原動機付自転車（道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車であって、特別区又は市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けており、排気量が50cc以下のものに限る。）

ウ 第二種原動機付自転車（道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車であって、特別区又は市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けており、排気量が50ccを超え125cc以下ものに限る。）

（7） クリーンエネルギー自動車 電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）及びプラグインハイブリッド自動車（PHV、PHEV）をいう。

（8） 電気自動車（EV） 搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機を原動機とする検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車であって、同法第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けているものをいう。以下同じ。）であって、内燃機関を併用しないものをいう。

（9） 燃料電池自動車（FCV） 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とする検査済自動車であって、内燃機関を併用しないものをいう。

（10） プラグインハイブリッド自動車（PHV、PHEV） エネルギー回生機能を有する検査済自動車であって、外部からの充電が可能なものをいう。

（11） 設置又は購入 初期費用が発生しない契約又はリース契約によるものは納品をいい、その他のものについては領収書の受領をいう。

（奨励金交付対象者）

第3条 奨励金の対象者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

（1） 吉富町の住民基本台帳に登録された者で、その登録された住所に現に居住している者

（2） 吉富町に納付すべき税、保険料、保育料及び町営住宅使用料を滞納していない者

2 本町に住所を有しない者が奨励金の申請を行ったときは、第11

条に規定する実績報告書を提出する時点において本町に住所を有することが明らかな場合は、本町に住所を有する者とみなす。

（奨励金交付対象活動等）

第4条 奨励金の交付の対象となる「エコまち」活動及び奨励金の額は、別表第1に定めるとおりとする。

（奨励金の交付の限度）

第5条 奨励金の交付は、1世帯当たり、一の年度において、一の「エコまち」活動あたり、1回を限度とする。

（奨励金の交付の申請）

第6条 奨励金の交付を受けようとする者は、機器等の設置又は購入を行う前によしとみ「エコまち」プロジェクト奨励金交付申請書（別記様式第1号）に別表第2に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

（奨励金の交付の決定）

第7条 町長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、奨励金交付の可否を決定し、よしとみ「エコまち」プロジェクト奨励金交付決定（却下）通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により交付決定をする場合において、奨励金の交付の目的を達成するため、必要な指示をし、又は条件を付することができる。

（機器等の設置又は購入）

第8条 前条第1項の規定により奨励金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、同項の規定による通知を受けた後、当該年度末までに、機器等の設置又は購入を完了しなければならない。

（活動の内容変更等）

第9条 交付決定者は、交付決定を受けた活動の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめよしとみ「エコまち」プロジェクト奨励金変更（中止）承認申請書（別記様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 交付決定を受けた活動の内容を変更しようとするときは、変更内容が確認できる書類を添付しなければならない。

3 町長は、第1項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、よしとみ「エコまち」プロジェクト奨励金変更（中止）承認（不承認）通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定の取り消し）

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 前条第1項の規定により交付決定を受けた活動を変更又は中止するとき。

(2) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付決定を受けたとき。

(3) 奨励金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) この告示の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により奨励金の交付決定を取り消したときは、よしとみ「エコまち」プロジェクト奨励金交付決定取消通知書（別記様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、機器等の設置又は購入が完了した日から30日以内又は当該年度末までのいずれか早い日までに、よしとみ「エコまち」プロジェクト奨励金実績報告書（別記様式6号）及びよしとみ「エコまち」プロジェクト奨励金交付請求書（別記様式第7号）に別表第2に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（是正措置）

第12条 交付決定者は、町長から交付決定を受けた活動が奨励金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないため是正すべきことを命じられたときは、当該措置を直ちに講じなければならない。

（奨励金の確定と交付）

第13条 町長は、第11条に規定する実績報告があったときは、その内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、奨励金の額を確定するとともに奨励金を交付し、よしとみ「エコまち」プロジェクト奨励金確定通知書（別記様式第8号）により、交付決定者に通知するものとする。

（財産処分制限）

第14条 交付決定者は、機器等を設置又は購入した日から3年を経過するまで、町長の承認を受けないで奨励金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、廃止してはならない。

（奨励金の返還）

第15条 町長は、第10条第1項の規定により奨励金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に奨励金を交付しているときは、よしとみ「エコまち」プロジェクト奨励金返還命令書（別記様式第9号）により返還を命ずることができる。

(機器等の適正管理義務)

第 16 条 交付決定者は、機器等の適切な管理に努めなければならない。

(調査)

第 17 条 町長は、奨励金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、機器等の設置状況及び使用状況について、調査をすることができる。

(その他)

第 18 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 第 2 号から第 6 号までに規定する活動については、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(この告示の失効等)

- 2 この告示は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの告示に基づき既に行われた交付手続については、同日後もなおその効力を有する。

附 則 (令和 4 年 4 月 13 日告示第 34 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 4 年 11 月 8 日告示第 92 号)

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和 4 年 12 月 1 日から施行し、改正後のよしとみ「エコまち」プロジェクト奨励金交付要綱の規定は、令和 4 年度の奨励金から適用する。ただし、第 2 条第 1 号、別表第 1 に 7 の項を加える改正規定、別表第 2 及び別記様式第 1 号の改正規定については、同年度限りとする。

(経過措置)

- 2 改正前のよしとみ「エコまち」プロジェクト奨励金交付要綱の規定に基づき、令和 4 年度の奨励金の交付を受けた者で、振込口座に変更がない者は、既に交付を受けた奨励金との差額の申請手続を省略することができるものとする。ただし、町長が別に定める期間において、辞退の旨を申し出た者には交付しないものとする。

附 則 (令和 5 年 5 月 30 日告示第 54 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

	奨励金交付対象活動	設備等の要件及び「エコまち」活動の内容	奨励金額
1	住宅用太陽光発電システムを継続して使用することにより、電気の地産地消を行う活動	① 自己が購入した住宅用太陽光発電設備を住宅の屋根等に設置し、発電した電力を自家消費するもので、未使用品であるもの ② P P A 事業者の所有する住宅用太陽光発電設備を住宅の屋根等に設置し、発電した電力を P P A 事業者から購入して自家消費するもの ③ 事業者からリースした住宅用太陽光発電設備を住宅の屋根等に設置し、発電した電力を自家消費するもの ④ 上記①～③のいずれかで、太陽電池の出力（対象設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本産業規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力。なお、日本産業規格を基準としているが、I E C の国際規格も可とする））又はパワーコンディショナーの出力のいずれか低い方の合計値が 10 k w 以下のもの	60,000円
2	定置用蓄電池を設置し、当該設備を継続して使用することにより、電気の地産地消を行う活動	① 停電時に太陽光発電システムから直接充電でき分電盤を介して住宅に電気を供給できるもの	40,000円
3	高効率給湯器 A（エコキュート、エネファーム）を継続して使用する	① 自然冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート） 1. 自然冷媒を使用しているもの	40,000円

	ることにより、C O 2 を削減する活動	の 2. 下記のいずれかを満たすもの ・年間給湯保温効率（J R A 規格）3.1以上 ・年間給湯保温効率（J I S 規格）2.7以上 ・年間給湯効率（J I S 規格）3.1以上 ②家庭用コージェネレーションシステム（エネファーム） 1. 家庭用コージェネレーションシステムに付属する貯湯ユニットが組み込まれた給湯器であること。	
4	高効率給湯器 B（エコジョーズ、エコフィール、ハイブリッド給湯器）を継続して使用することにより、C O 2 を削減する活動	①潜熱回収型給湯器（エコジョーズ、エコフィール） 1. 潜熱を回収するための熱交換器を備えており、メーカーカタログ値において熱効率が94%以上の機種 ②ハイブリッド給湯器 1. 自然冷媒ヒートポンプと潜熱を回収するための熱交換器を備えているガス熱源機を組み合わせた設備	20,000円
5	E V バイクを継続して使用することにより、C O 2 を削減する活動	①申請日において、一般社団法人次世代自動車振興センターの「C E V（クリーンエネルギー自動車）補助金」の対象とされている側車付二輪自動車又は原動機付自転車	10,000円
6	クリーンエネルギー自動車（E V、F C V、P H V（P H E V））を継続して使用するこ	①E V、F C VまたはP H V（P H E V）自動車のいずれかで、申請日において、一般社団法人次世代自動車振興センター	40,000円

	とにより、C O 2 を削減する活動	の「C E V（クリーンエネルギー自動車）補助金」の対象とされている車種	
7	省エネ家電（エアコン、L E D 照明、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ）を買い替え、継続して使用することにより C O 2 を削減する活動	①エアコン 統一省エネラベル（2021年度目標）星4以上又は同ラベル（2027年度目標）星2.5以上のもの（各世帯1台を限度とする。）。 ②L E D 照明 既存の照明がL E D 照明でないこと。 設置工事を伴う場合は、購入価格に設置工事費を含む。 ③冷蔵庫・冷凍庫 経済産業省が定める最新の省エネ基準達成率が100%以上のもの（各世帯各1台を限度とする。）。 ④テレビ 以下の2点を満たすこと。 1. 買い替え前のテレビが2012年以前の製造であること。 2. 経済産業省が定める最新の省エネ基準達成率が60%以上のもの（各世帯1台を限度とする。）。	対象 購入価格（税込）の合計が5万円以上のもの 補助率 1／3 限度額 70,000円（100円未満切り捨て）

備考

- 1 奨励金の交付の対象となる「エコまち」活動は、その活動に要する機器等に対し、町から他の補助金等の交付を受けていないものに限る。
- 2 いずれの機器等も、自己の家庭の用に供するために設置、又は購入（リースを含む。）した場合に限る。

別表第 2（第 6 条、第 11 条関係）

	奨励金対象設備	交付申請提出書類	実績報告提出書類
	共通	①交付申請書（様式第 1 号） ②誓約書 ③その他町長が必要と認める書類	①実績報告書（様式第 6 号） ②交付請求書（様式第 7 号） ③その他町長が必要と認める書類
1	住宅用太陽光発電システム	①対象機器の設置場所を示す位置図 ②対象機器の仕様が分かるパンフレットなど	①対象機器の設置に係る領収書又は契約書の写し
2	定置用蓄電池	①対象機器の設置場所を示す位置図 ②対象機器の仕様が分かるパンフレットなど	①対象機器の設置に係る領収書又は契約書の写し
3	高効率給湯器 A ・エコキュート ・エネファーム	①対象機器の設置場所を示す位置図 ②対象機器の仕様が分かるパンフレットなど	①対象機器の設置に係る領収書又は契約書の写し ②対象機器の保証書の写し
4	高効率給湯器 B ・エコジョーズ ・エコフィール ・ハイブリッド給湯器	①対象機器の設置場所を示す位置図 ②対象機器の仕様が分かるパンフレットなど	①対象機器の設置に係る領収書又は契約書の写し ②対象機器の保証書の写し
5	E V バイク	①対象車両の仕様が分かるパンフレットなど、一般社団法人次世代自動車振興センターの「C E V（クリーンエネルギー自動車）補助金」に記載されている車種、グレードであることがわかる書類	①対象車両の購入に係る領収書又は契約書の写し ②対象車両の標識交付証明書の写しまたは軽自動車届出済証の写し

6	クリーンエネルギー自動車 ・ E V ・ F C V ・ P H V （ P H E V ）	① 対象車両の仕様が分かるパンフレットなど、一般社団法人次世代自動車振興センターの「C E V （クリーンエネルギー自動車）補助金」に記載されている車種、グレードであることがわかる書類	① 対象車両の購入に係る領収書又は契約書の写し ② 対象車両の自動車検査証の写し
7	省エネ家電 ・ エアコン ・ L E D 照明 ・ 冷蔵庫・冷凍庫 ・ テレビ	① 既存の家電と対象省エネ家電の設置場所を示す間取り図 ② 対象省エネ家電（L E D 照明を除く。）が申請要件を満たしていることがわかるパンフレットなど ③ 買い替え前の家電の設置状況がわかる写真（品番、型式などがはっきりと確認できるもの。）	① 対象省エネ家電の買い替えに係る領収書の写し ② 特定家庭用機器廃棄物管理票（リサイクル券）の写し ※エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、テレビの場合 ③ 対象省エネ家電の設置後の写真（品番、型式などがはっきりと確認できるもの。）